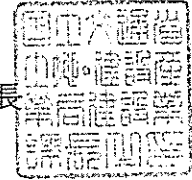




国土建第101号
平成28年5月17日

日本建設組合連合会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

平成26年6月4日付けで公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）のうち、許可に係る業種区分の見直しに関する改正規定は、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）等とともに、本年6月1日から施行される予定です。ただし、建設業許可申請書等における法人番号記入欄の新設に係る改正については、本年11月1日から施行される予定です。

また、昭和46年の許可制度創設当時と比較し、企業ごとの取締役の人数が減少し、執行役員制度が導入されてきているなど、企業における業務執行の方法が異なってきています。

このため、今般、経營業務の管理責任者としての経験等を有する者の配置が求められる「役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）」に、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等を追加することとしました。あわせて、経營業務の管理責任者としての経験と同等以上の能力を有することを示すために事業者が提出する書類のうち、執行役員等としての建設業に関する経営管理経験及び建設業に関する経營業務の補佐経験を確認するための書類について見直すこととしました。

つきましては、「建設業許可事務ガイドラインについて」を別添のとおり改正し、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に通知するとともに、各都道府県建設業担当部局長に参考送付したところです。

貴職におかれましては、貴団体傘下の建設業者に周知・指導方お願いいたします。

また、改正後の許可事務ガイドラインは平成28年6月1日より適用されることとなっております。ただし、建設業許可申請書等における法人番号記入欄の新設に係る改正については、本年11月1日より適用することとしましたのでご留意ください。